滑川町物価高騰対策臨時支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、物価高騰の影響を受け、事業活動に支障が生じている町内の小規模事業者等に対して、滑川町物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより事業の継続を支援することを目的とし、予算の範囲内において、支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

２　前項の支援金の交付に関しては、滑川町補助金等の交付手続等に関する規則（平成９年規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　小規模事業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第５項に規定する小規模企業者に該当する事業者をいう。

⑵　運送事業者　道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による許可（一般乗用旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業に限る。）を受けた事業者又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定による許可（一般貨物自動車運送事業に限る。）を受けた事業者をいう。

（交付対象者）

第３条　この要綱による支援金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　町内に主たる事業所を有する小規模事業者（支店又はフランチャイズ店（他の法人等が所有する特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識を使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。）を除く。）、運送事業者又は個人事業者であり、主たる事業収入が合計収入の５割を超えていること。

⑵　支援金受領後も事業活動を継続する意欲があること。

⑶　滑川町暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員でないこと。

⑷　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。

⑸　法令及び公序良俗に反していないこと。

⑹　町税を滞納していないこと。

⑺　令和８年９月30日以前に開業したものに限る。

（支援金の額）

第４条　支援金の額は、１事業者当たり５万円とする。

（支援金の使途）

第５条　支援金の使途は、人件費、家賃、光熱水費、仕入れに係る費用その他の企業活動の維持又は継続に要する費用とする。

（交付申請）

第６条　支援金の交付を受けようとする者は次に掲げる書類を令和８年12月25日までに町長に提出しなければならない。

⑴　滑川町物価高騰対策臨時支援金申請書兼請求書（様式第１号）

⑵　振込先が分かる通帳の写し

⑶　令和７年分の所得税及び、復興特別所得税の確定申告書第１表の写し(個人事業主のみ)

⑷　直近の法人税確定申告書別表１の控えの写し(法人のみ)

⑸　登記事項証明書（法人のみ）

⑹　身分証明書の写し（個人事業主のみ）

⑺　令和８年１月１日以降に開業し（3）もしくは（4）の準備が出来ないものは開業届もしくは法人設立届出書の写し

（交付決定）

第７条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、滑川町物価高騰対策臨時支援金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第２号）により申請者に通知するとともに、口座振込の方法により支援金を交付するものとする。

２　町長は、前項の交付決定に際し必要な条件を付すことができる。

（交付決定の取消し）

第８条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

⑵　支援金を他の用途に使用したとき。

⑶　支援金の交付決定の内容に違反したとき。

（返還）

第９条　町長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、支援金事業の取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（書類の整備）

第10条　申請者は、支援金事業に関する収入及び支出を明らかにした書類等を整備し、当該書類を支援金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して５年間保管しなければならない。

２　申請者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。